

## 土曜日の臨時開庁について

3月26日(土)、4月2日(土)は臨時的に午前8時30分から正午まで開庁します。

問 総務企画課 行政係 ☎92-7915

転入・転出などの届出が多い3月下旬から4月上旬について、窓口の混雑緩和と来客の分散化による新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、住民異動(転入・転出・転居)に関連する一部の業務に限って、臨時的に開庁します。お気軽にご利用ください。

通常の開庁時間帯と対応業務が異なりますので、以下をよくご覧になってご利用ください。

- ◆開庁する日：令和4年3月26日(土)、4月2日(土)
- ◆開庁時間：午前8時30分から正午まで
- ◆開庁する窓口及び対応業務：以下の表をご覧ください。

開庁する窓口	対応する業務	場所・問合せ先
住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民異動(転入・転出・転居) ※マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用した住所変更はできません。</li> <li>・証明書発行(住民票関係・戸籍関係・所得証明等)</li> <li>・印鑑登録に関する事</li> <li>・国民健康保険、国民年金の加入喪失</li> </ul>	役場庁舎1階 ☎92-7932
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町税に関する納付、相談、納付書発行</li> <li>・町税に関する届出、申請受付</li> </ul>	役場庁舎1階 ☎92-7918
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉サービスに関する事</li> <li>・介護保険に関する事</li> <li>・障がい者福祉サービスに関する事</li> <li>・障害者手帳に関する事</li> <li>・国民健康保険、国民年金に関する事(加入喪失以外)</li> <li>・後期高齢者医療に関する事</li> <li>・新型コロナワクチン接種に関する事</li> </ul>	役場庁舎1階 ☎92-7964 ☎92-7934 (新型コロナワクチン接種) ☎85-7056
こども課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所入退所、保育料に関する事【事前予約】</li> <li>・児童手当、子どもの医療費に関する事</li> </ul>	役場庁舎1階 ☎92-7968
教育学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の転出入に関する事</li> <li>・就学相談【事前予約】</li> <li>・放課後児童クラブ入退所に関する事【事前予約】</li> </ul>	役場庁舎2階 ☎92-7980
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健(検)診予約受付</li> <li>・母子健康手帳交付</li> <li>・母子保健、ひとり親に関する申請受付</li> <li>・予防接種相談、保健指導【事前予約】</li> </ul>	基山町保健センター ☎85-9095 ☎92-2045

### ◆お願い◆

- ・住民異動に関連する業務に限定した対応ですので、ご注意ください。
- ・【事前予約】の表示がある業務は、前日までにお電話にて予約をお願いします。
- ・上の表にない業務については、お問い合わせをお願いします。
- ・手続きにご準備いただく書類等が必要な場合がありますので、不明な場合はあらかじめお問い合わせください。
- ・内容によっては、当日中に手続きが完了しないものもあります。

● あなたの身近なかかりつけ医に ●



**さかい胃腸内視鏡内科クリニック**

**胃カメラ**  
 ピロリ菌検査  
 除菌治療

**大腸カメラ**  
 日帰りポリープ切除  
 (要予約)

安心 眠った状態での  
**無痛内視鏡**をご提供

■ 全身エコー(要予約)
■ 人間ドック
■ 健康診断

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	●	●	●	●	●	▲	△
14:30~17:30	●	●	●	●	●	●	△

▲9~14時

さかい 内視鏡

☎(0942) 92-1121

基山町小倉1059-2

有料広告

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

問 福祉課 社会福祉係 ☎92-7964

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々の生活・暮らしを支援するために住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

## ■ 給付額

1世帯あたり10万円（1世帯1回限り。）

## ■ 支給対象になる世帯

### （1）住民税非課税世帯

基準日（令和3年12月10日）において、基山町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

### （2）家計急変世帯

申請時点において基山町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月から令和4年9月までの間に収入が減少し、左記（1）と同様の事情があると認められる世帯

※（1）、（2）いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

## ■ 支給手続きの方法

### （1）住民税非課税世帯

対象となる世帯には、1月24日に町から確認書を送付しています。確認書には令和2年度に実施した特別定額給付金（10万円）等の給付金申請の際に使用した口座を記載しておりますので、変更や誤りがないかご確認いただき、確認書を4月28日（木）までに提出してください。

※令和3年度の住民税が未申告の世帯には確認書を送付していません。非課税に該当する方で申告がお済みでない方は、福祉課までご連絡ください。

### （2）家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方で、令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍し、その合計額が非課税相当になる方が対象です。該当する月の収入がわかる給与明細や通帳等の必要書類を添えて9月30日（金）までに申請してください。

※2月17日から申請受付を開始しています。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※必要書類は福祉課で受け取るか、基山町ホームページからダウンロードしてください。

## ■ 支給の時期

確認書又は申請書を受理後、書類の不備がなければ2～3週間後に支給します。

※支給日については、支給決定通知書を送付してお知らせします。

## ■ その他

DV等で住所地以外に避難中の方も、給付金をご自身で受給できる可能性があります。手続きが必要となりますので、詳細は現在お住まいの市区町村にお問い合わせください。

### ◆ 給付金を装った詐欺にご注意ください！

- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関して、市区町村や国がATMの操作をお願いすることはありません。
- ・市区町村や国が、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付のため、手数料の振込をお願いすることはありません。被害にあわないために、怪しい電話がかかってきたら、家族や知人、警察に相談しましょう。